

平成28年4月18日

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会  
会長 須藤 弘三



### 事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再々徹底について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業につきましてご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、事業用自動車の飲酒運転の防止については、機会あるごとにその徹底を図ってきており、「事業用自動車総合安全プラン2009」を受けて飲酒運転の絶無を目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、2月1日及び4月4日に本県の貨物自動車運送事業者の運転者が、休憩時間に飲酒し、その後、飲酒運転で警察に検挙されるという事案が発生する等の事案が生じております。

この度、東北運輸局宮城運輸支局より別添の通り通知がありましたので、事業者におかれましては、改めて飲酒運転防止にかかる取組を一層強化するとともに、再度徹底をお願いいたします。

敬具

宮運整第 31 号  
宮運輸第 22 号  
平成28年4月14日

公益社団法人 宮城県トラック協会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長



### 事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再々徹底について

事業用自動車の飲酒運転の防止については、機会あるごとにその徹底を図ってきており、「事業用自動車総合安全プラン2009」を受けて飲酒運転の絶無を目標として取り組んでいるところです。

また、平成28年1月27日には「事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再徹底について（宮運整第726号、宮運輸第239号）」を発出し、注意喚起を行っているところです。

しかしながら、2月1日及び4月4日に本県の貨物自動車運送事業者の運転者が、休憩時間に飲酒し、その後、飲酒運転で警察に検挙されるという事案が発生したことは誠に遺憾です。

本行為は自動車運送事業の社会的信頼を著しく失墜させるものであることから、改めて飲酒運転防止の徹底に関する指示を通知いたしますので、貴協会傘下会員に対し、各事業者における飲酒運転防止にかかる取組を一層強化するとともに、下記事項について再度徹底をお願いいたします。

#### 記

1. 出庫及び帰庫時においては、運転者に対して対面点呼の実施により、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確実に確認すること。
2. 遠隔地の点呼時においては、運転者に携帯型アルコール検知器を使用させる等、点呼執行者が確実に運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
3. 運行時における飲酒の禁止を徹底し、運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い飲酒習慣や体質改善の指導を行うとともに、酒気帯び運転の危険性や法令遵守等について計画的かつ継続的に教育を実施すること。

